様式第 31 号

支援計画評価票

計画評価日時	令和　　年　　月　　日（　　）	評価回数	回目
利用者名		担当専門員名	
		担当 生活支援員名	

1．利用者の意思に基づいたサービスの提供の可否（ガイドラインより）

□利用者は、簡単な援助によってほぼ合理的な意思を形成することができ、利用者の意思に基づくサービスの提供が可能である。
□利用者の指示どおりの援助では、しばしば、生活支援員は疑問を抱くことがある。
□利用者の指示どおりに援助することは、明らかに利用者にとって不適切である。
□本人は自ら意思を形成することができない。
（留意事項　※利用者の生活面で何か変化があればそれも合わせて記載）

2．利用者の契約継続の意思（ガイドラインより）

□利用者は契約のことを引き続き理解しており確認できる。
□確認できたが、契約を理解しているかどうか疑問である。
□契約持続の意思を確認できない。
□合理的な理由をあげて契約辞退を申し出る。
□不合理な理由で契約辞退を申し出る。
（留意事項）

3．支援計画の変更の必要性

□支援計画の変更の必要性なし
（理由）

□支援計画の変更を検討する必要性あり
（理由）

（新しい支援計画の留意点）

（今後の方針）
□再度評価を行い、場合によっては大阪府社会福祉協議会とも協議を行う。
□大阪府社会福祉協議会に報告し、審査会にあげ、利用者の意思能力の有無や新たな支援計画の適切さについて確認を行う。
□利用者からの解約の申し出、あるいは援助の継続が困難なことから、大阪府社会福祉協議会に報告し、審査会にあげ、解約の適否等について確認を行う。